

東京都商品等安全対策協議会(第8期)
第2回 議事録

平成20年11月25日(火)

都庁第一本庁舎 42階特別会議室C

午後6時00分開会

生活安全課長 定刻になりましたので、これから第2回の東京都商品等安全対策協議会を開催いたします。

まず、今日はこんな時間設定にもかかわらず、また、お忙しい中ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、前回ご出席いただけなかった方の紹介と、代理の方の紹介をさせていただきたいと思っています。

まず、国民生活センターの商品テスト部調査役の片岡委員の代理としてご出席いただいております宗林さおり様です。続きまして、前回、代理の方でしたが、消防庁防災部の生活安全課長の松川茂夫様でございます。日本女子大学家政学部食物学科教授大越ひろ様でございます。続きまして、社会福祉法人東京都社会福祉協議会保育部会副部会長並びに練馬二葉保育園園長でもいらっしゃいます高橋八映様でございます。

持丸委員と山中委員はちょっとおくれて出席ということですので、ご了承をお願いしたいと思います。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

資料9-1といたしまして、『ベビー用のおやつ』による窒息事故に関するインターネット消費者アンケート調査概要」というものがございます。続きまして、安全対策協議会の論点として資料12がございました。

会議次第をめくりますと名簿がございまして、座席表もめくっていただきます。そうすると資料9-1が出てきます。その次に資料12が出てきます。これが資料編です。

これから参考のほうでございますけれども、参考は別にクリップでとじてございます。

これを確認させていただきますと、まず「ベビーフード指針」が参考4、「授乳・離乳の支援ガイド抜粋」、参考5でございます。「ベビーフード自主規格」、参考6でございます。「国における食育推進について」が参考7、「都における食育の取り組み状況について」が参考8、それから、東京消防庁さんの資料の「救急事故の発生状況」が参考9、そのほかに、「知っておきたい こどもの看病 手当てのしかた」が参考10とございます。漏れ等はございませんでしょうか。

そのほかに議事録が席上に置いてございますので、議事録については、今週末になりますが、28日までにご確認をいただきたいと思っています。連絡がなければ了解ということにさせていただきたいと思いますが、12月1日にアップする予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

さらに日程表でございます。日程確認表につきましては、おおむね1時間程度たったときに回収

させていただきますので、ご都合のよいところを記入いただきたいと思います。

席上にサンドイッチをお配りしてございますので、それを食べながら会議を進めていただきたいと思います。

それから、亀田製菓さんからは「乳児向けおやつハイハイン」、カラーの刷り物がございます。これは後ほどご説明いただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料は以上でございます。よろしいでしょうか。

では、これから詫間会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

詫間会長 年末に向かひまして大変お忙しい中を、また、こういう遅い時間にお集まりいただきまして大変ありがたく思っておりますが、8時少し前ぐらいには終わりたいと思っておりますので、ぜひご協力を賜りたいと思ひますが、前回は第1回でございましたので、ブレーションスティング的にご自由に問題提起等もしていただいたわけでございますが、今回は、後でご説明があるように、資料12等を中心に論点整理もしていただいておりますので、その方向性を少し固めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。座らせていただきます。

最初に、前回は10月22日でしたが、23日に、きょうご出席いただいております消防庁のほうから、最近のアップツデーのデータをご発表してくださっているようでございますので、その件のご解説等をお願いできるとありがたいと思ひます。

松川委員 お手元の参考9に資料を添付させていただいております。よろしいでしょうか。10月23日と書いてありますけれども、先日、千葉県の小学校で小学校6年生の男の子が、給食のときにパンをほおぼって窒息して亡くなるという痛ましい事故が発生したところでございます。

これを受けて東京消防庁でも、こういう痛ましい事故が起きた関係で、東京消防庁管内でどれだけの、こういう食べ物を詰まらす事故が発生しているかということで早急に調べまして報道発表をしたところでございます。複数の新聞社で取り上げていただきましたけれども、その内容について概略をご報告させていただきます。

ここにありますように、食べ物をのどに詰まらせた救急事故ということで、平成18年と19年の2カ年のデータをとらせていただいております。この2カ年で救急車で運ばれた、のどを詰まらせた事故だけで運ばれた方が2,443人おります。

1番目の表をごらんいただきたいと思います。今回、この委員会を、一応子供を対象にということで、基本的には1歳以下ぐらいの乳幼児が対象だと思いますが、本データでは一応2歳以下ということですので、その辺はご了解をいただきたいと思います。

事故の傾向を見ましても、乳幼児と高齢者が多い。これは想像すればすぐわかるようなことですが

れども、データを見てもその辺が明らかということでございます。

詰まらせる中身としましては、当然、乳幼児であれば食事は当然やわらかいものでありますから、乳幼児であれば授乳用のミルクというようなもの、それからあめ類、それから野菜・くだものというような、頻繁に食べることが十分予想されるものについて窒息事案が発生しているということが言えると思います。

あと、今回、この委員会には特に関係ありませんけれども、高齢者につきましても当然ながら、おもちだとかというのは、お正月に近くなってきて注目されておりますけれども、おもちよりもごはんとかおすしとか、食べる頻度が高いものについて窒息事故が多いということが言えるのかなと思っております。

その下の表につきましては程度別、救急車が病院に運んだときの初診時の程度ということで、お医者さんがその時点で見ただ段階での程度ということで取りまとめておりますが、重症、重篤事案、重篤というのは、本当に命の危険が切迫しているというふうな状況でございますが、この中では、重篤から、入院された後、亡くなっているというふうな方もいらっしゃると思っておりますけれども、データ上はこういうふうなくくりになっております。

2歳以下の、いわゆる乳幼児でも重篤事案というような、重症以上が4人発生しているという状況でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

これは先日、報道対応で、パンということで挙げましたので、パンについても、2歳以下では軽症が多いんですけども、入院を要する中等症の症例も1事例あるという状況でございます。あとは具体的な事例として、2番に挙げてございますが、小さいところでは、1歳の男の子が食事中、ソーセージをのどに詰まらせて、非常に生命に危険のある状況になったという事例が、この中で1例、事例として挙げてございます。

が1歳の女の子で、ピーナツをのどに詰まらせて重症になっている。その下では、これも1歳の男の子がパンを詰まらせている。こんなような事例が発生しているということで、先般、注意喚起で報道対応したということでございます。

説明は以上で終わらせていただきます。

詫間会長 どうもありがとうございます、貴重なデータをご説明いただきまして。

例の千葉のあれは、パンを食べる競争みたいなことなんですね。小型の、あまり大きくないのを3秒以内に食べるとか何か……。

松川委員 私どもも報道の中身ぐらいでしか承知していないんですけども。

詫間会長 だから、通常の、ゆっくり食べていてという状況ではなくて発生しているようでございまして、本当はもう少しわれわれも細かくケーススタディをしなきゃいけないのかなと思いますが、

今ご説明がありましたように、パンだけではなくて、あめ類とか菓子類とか、ごはん、すしでも、2歳以下でも一応ケースが出ているということでございますので、その辺を十分注意しなきゃいけないと思います。

幸いに死亡事故はないんですが、重症というところでございますか。ソーセージとピーナツのケースもあったということですね。2歳以下のケースでございますが、

そういうことで、大変基本的なデータとしてありがたいことだと思いますが、向井先生もたぶん、このデータをいろいろご分析いただいているところではないかと存じますが、

時間もあれでございますので、続きまして、今のは参考資料9ですけれども、その次に10がございましてね。これは対処法ということで、メインのテーマではございませんが、重篤なケースは起きているわけございまして、そういうときにどうするのかという問題もございまして、お手元のは、日赤のほうでしておられる講習会等の基本治療でございますので、これを事務局のほうで、参考としてご説明いただければと思います。

安全担当係長 着座したままで失礼いたします。担当の丹野と申します。よろしく願いいたします。

お手元でございます参考10をご覧ください。日本赤十字社が発行していますこのような冊子がございまして。「知っておきたい こどもの看病 手当てのしかた」というもので、こちらの抜粋を、参考10ということで資料につけてございます。

資料10の表紙を1枚めくっていただきますと、今の冊子の表紙が出てきております。もう1枚めくっていただきますと、そこからが「気道異物の除去」ということでございます。

こちらの冊子でございますが、同じく日本赤十字社のほうで発行されています「幼児安全法講習教本」と「救急法基礎講習教本」、こちらの中のをわかりやすくまとめたものということでございます。

資料のほうに戻りますが、「気道異物の除去」でございますが、乳児の場合と幼児の場合に分けて書いてございます。

本会議の対象としております「ベビー用おやつ」を食べるような年齢ですと、おそらく乳児のほうが多いということで、乳児のほうを中心に説明いたします。

資料の1枚目です。乳児の場合は、あごを支え、頭と首を保護します。そして、太ももに腕を乗せ、頭を下げ、背中の中を手掌基部でたたきます。そのとき頭をたたかないように指を曲げます。

手掌基部といいますのは、手のこの部分になります。今、見ていただいている資料を1枚めくっていただきますと、下に32と振ってあるページが出てきますが、そちらの右上のほうに黒い枠がございます。ここに手掌基部の図が示してございます。これでたたいていくということです。

これが乳児の場合でございますが、幼児の場合が、その次のページから続いております。

腹部突き上げ法という方法とか、その次のページの背部叩打法があるそうですが、基本的には、乳児の場合は、最初に申し上げた方法で行うということです。

意識があるうちはいいんですが、意識がなくなってしまった場合の心肺蘇生法ということで、その手順が、最後の2枚に示してございます。こちらは後ほどご覧いただければと思います。

これらの講習につきましては、日本赤十字社に申し込めば、少人数のグループ単位でも行っていただけるということです。

以上です。簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

詫間会長 どうもありがとうございました。わざわざ行っていただいて資料を入手していただいたわけでございますが、

消防庁のほうでもほぼ同様な感じでございますが、しておられるということでございますし、また、北海道の室蘭市でございますかね、あるいは広島県の呉市とか、各自治体でも、ちょっとモディファイされた手法ではありますが、同様な対処法、救急法ではなくて対処法という形でやっておられますので、ご参考にしていただければありがたいと思うわけでございます。

今、松川委員と事務局のほうから二つの資料、統計資料と「手当てのしかた」ということでご説明いただきましたが、特にご意見がございましたら、おっしゃっていただければと思いますが、

向井特別委員 消防庁の参考9の2枚目といいますか、裏側ですけれども、「事故防止のポイント」のところでは三つ挙げておりますけれども、これは食べ物が気道に入るわけですので、例えばおしゃべりをしているとき、あと、息継ぎとか、驚かされたときとか、急に上を向くとか、食事中で、気道に入るところの行為が、これでは、よくかんで食べるようにすればもちろんいいですし、家族と一緒にすればいいんですが、ポイントとして、気道に入るところが一番の、窒息の場合は問題ですので、ポイントのところには足していただけるともうちょっと具体性があるかなと思います。

詫間会長 ありがとうございます。それは消防庁のほうでも主体的にお考えいただきまして、

松川委員 はい。

詫間会長 私どもも幼いとき、祖父から、とにかく食べるときは食べることに熱中せよとよく言われていましたので、思い出しますが、テレビを見ながら、あるいはゲームをしながらというようなことはかなり望ましくないということだろうと思いますが、

松川委員 このデータに関してですけれども、この委員会が、例えば乳幼児を対象にしているのであれば、救急のデータをもう一度出し直すことは可能です。2歳以下というピン트가ぼけるのであれば、例えば1歳未満の、月単位も一月ごとにはちょっと無理ですが、生後数週間とか、生後6カ月とか、そういうデータでも出すことは可能ですので、もし必要であれば、事務局と相談して、次回の委員会までにはデータとしてお出ししたいと思います。

舘間会長 ぜひ。新生児というわけにはいかないと思いますけれども、4週間ぐらいからとか、もしあればありがたいと思います。

まだご質問があれば、後で追加して出していただいても結構ですが、続きまして、「ベビー用おやつ」の安全対策につきまして、前回、先ほども申し上げましたように、ブレンストーミング的にご提案やご意見を賜っておりまして感謝しているわけですが、これを事務局のほうで、資料12になりますかね、ロードマップという形まではいっていませんけれども、論点を整理していただいていますので、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

安全担当係長 お手元にご 있습니다資料12という、A4横の1枚のものでございますが、こちらをご覧ください。第1回協議会の論点を整理したものでございます。論点を3点ほどにまとめてございます。

まず1点目の論点でございます。論点1ということで、「対象月齢表示について」でございます。

「ベビー用おやつ」に表示している月齢表示には根拠がなく、また、厚生労働省が定めます「授乳・離乳の支援ガイド」との整合性がない可能性があるのではないかということです。こちらにつきましては、本協議会において今後も検討を行うことといたします。

二つ目の論点は論点2にございます。「消費者の意識について」です。

前回の協議会でお示しましたインターネット消費者アンケート調査からもわかりますとおり、多くの消費者と申しますか、保護者の方が、「子供が欲しがる」とか、「外出時に便利だから」などの理由で「ベビー用おやつ」を与えております。

また、のどに詰まったり、詰まりかけても、どこにも申し出ないというか、疑問を持たれておりません。そこで、消費者の意識を変えるための手だてについて、本協議会で検討いたしたいと考えております。

三つ目の論点でございます。こちらが論点3でございます。「窒息時の傷害発生状況について」です。

先ほどのインターネット消費者アンケート調査では、窒息により、どれぐらいの子供がどの程度の傷害を負ったか不明であり、商品の改善のための基礎データにはならない。追加の調査が必要で

はないかということでございます。こちらにつきましては、既存の調査について、結果を過去にさかのぼろうということを試みました。

先ほど松川委員からもご発言いただきましたが、過去2年間の2歳以下のデータを内々でいただいております。ありがとうございます。こちらも同じように解析等を試みました。

前回、向井先生から、こちらの報告書、「食品による窒息の現状把握と原因分析」という報告書をいただきまして、食品による窒息事故の現状を分析された先生がいらっしゃるしまして、その方にもデータの提供をいただきましたが、結局は、東京消防庁様からいただいたデータとほぼ同じものということがわかりました。過去に起こった事故について、こちらが欲しい情報を追跡したり収集したりすることは難しいということがわかりました。

また、今後、事故が起きた場合の情報収集を、例えば医療機関とか消防の方たちをお願いするにしても、相手にプラスアルファの情報提供をいただかなければいけませんので、早急に調査することは難しいというような状況でございます。

なお、私どもが実施しましたインターネット消費者アンケート調査でございますが、こちらにつきましては、被害やひやり・ハットにあった方たちについて、100名程度は電話で、さらに詳しい状況を伺うことができるようになっております。個人情報をお願いしております。しかし、この方たちのほとんどは医療機関にもかかっていらっしゃいませんので、結局、同じようなご回答かなというところでございます。

そのため、この協議会の中では、商品の物性とか、改良の最後の結論までには踏み込むことができない、踏み込まないということで、例えばガイドラインの策定とか安全対策につきましては、協議会から適当な機関へ要望するということにしたいと考えております。この協議会におきましては、その要望のための検討を行いたいと考えております。

以上です。

詫間会長 ありがとうございます。いろいろ分析をしていただいて、論点を三つに大きくまとめていただいているわけでございます。この論点に大体従いまして、本日の会議も進めさせていただければありがたいと考えているわけでございますが、今ご紹介していただいた、厚労省の科研費ではないかと思いますが、向井先生のレポートの中にも、月齢に関する詳しいデータが載っているわけでございますが、参考資料のほうにもございました、平成8年6月でございますかね、厚労省の局長通達が出ておりますが、そこにも離乳食、ベビー食についてはあるんですが、おやつについてはそこまでは言及しておられないんですが、そういった指標といいますか、指針といいますか、そういうものが複数あるわけですから、その間の整合性がだんだん収れんする方向に行けば、保護者や利用

者には便利ではないかと思うわけですが、その辺、非常に個人差もございますし、いろいろ難しい問題もあると思うんですが、向井先生に、その辺の概要についてお考えをご説明いただくとありがたいと存じます。

向井特別委員 論点の1のところだと思うんですけども、「授乳・離乳の支援ガイド」が19年4月に出されましたので、「離乳食の進め方」というのが参考資料5に載っております。

その参考資料の中に、下に44ページと書いてあるところですが、「授乳・離乳を進め方の目安」というタイトルのところですが、生後5、6ヶ月から、12ヶ月から18ヶ月頃までという、この会の対象になるところだと思うんですが、実際的には「食事の目安」の「調理形態」というところが、おやつ、あるいは危険度というところの、一般の方への啓発ということになると思いますが、今回、離乳の開始が5、6ヶ月頃ということで、ちょっと議論になりまして、もう少し遅くてもいいのではないかと議論もございましたが、栄養的な面その他で5、6ヶ月頃がということで落ちつきました。

5、6ヶ月というのは、ちょうど離乳食を始める頃ですので、そのときに、こういうお菓子をどう食べるのか、あるいはこの表示が適切かというところからの問題だと思います。あとは、7、8ヶ月ころ、9ヶ月ころということで、順に、つぶせる、処理できる動きが発達していくよということで、この辺を整合性として、やはり滑らかにすりつぶした状態の、いわゆるペーストのドロドロ食を処理するしか、口の動き、飲み込む動きがないときにどういう形のものが適切かという形で、順に7、8、9、10を見ていくといいのではないかと思いますし、おやつとの与え方、どんな与え方をしたら、注意書きに必要なのか、それとも、もう少し生後月数を生後何ヶ月頃というのを後ろにやっていただいたほうがいいのか、そういう整合性が論点の1だと思います。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。

44ページの表にも書いてございますように、向井先生のご専門の歯の生え方等、唾液の分泌とかいろいろあると思いますが、その辺のことも考えて、月齢を少し後ろに置くという場合も考えられるというご説明をいただいたわけでございます。

それと同時に、前回、向井先生がおっしゃったと存じますが、塩分の問題ですね。調味といいますが、乳児期にあまりたくさん与えますと腎臓にも悪影響を与えるというお話もございましたが、その辺につきましては、きょうお出ましの大越先生も、塩分、調味その他は乳幼児の場合はどうでございますかね。

大越特別委員 あまり専門ではないんですが、子供の場合には味覚がそれほど、特に塩分に関してはあまり反応しないというデータがあるみたいなので、離乳食に関してはとても塩分を抑えると

いう指導を普通はするんじゃないかなと思うので、塩分に関してはほとんど要らないというか、少しあってもいいのかもしれませんが、味つけに関してそれほどこだわる必要はないと思いますね。おいしさの点から塩味を加えるという意味は必要ないんじゃないかなと。

詫間会長 逆に、あまり敏感でないから与えすぎちゃうという危険性もあるわけですね。

大越特別委員 そうですね。

詫間会長 大人の場合は塩味がきいてないとなかなか食欲が進まないということもありまして、特に東北地方では塩分の摂取が非常に高いわけで、血圧が高くなるという、平均値がございまして、傾向があるわけございまして、その辺のところも十分注意して、そういう基準、指針というようなものが作成される必要があるのではないかと存じますが。

今回は特に物の物性といいますか、形とか性質とか粘着力とか、そういうようなことまでは、本協議会では、細かく実験的なデータ等を集めて検討するというところまでは行きませんが、実際にこういうものをつくる、テーブルの前におやつのもつ現物も置いてございまして、こういうときの、特にいかがでございましょうか、物づくりの立場から、持丸先生もおられるんですが、メーカーの方もおられるんですけど、特にご発言があればいただきたいなと思います。

持丸委員 メーカーの方にもお伺いしたいところですが、私も一つ気になりますのは、向井先生のところから出ておりますガイドラインと、ここにも出ております対象月齢表示、対象月齢表示をかなり参考にしていらっしゃるお母さん方が非常に多いということも、前回の結果で伺いましたので、この辺がどれくらい整合しているのかなというのが一つ気になるところですが、メーカーの方のコメントをいただけますでしょうかね。

詫間会長 関口さんが一番あれでしょうね。協議会の代表者でもいらっしゃるので。

関口特別委員 きょう、資料は特におつけしていないんですけれども、前回のときにも言いましたとおり、おやつはベビーフードの範ちゅうに入らないので、正直言いまして、いままでベビーフード協議会で、おやつの月齢表示についてきっちりと話し合ってきたことは確かになかったんですね。

ただ、今回の東京都の協議会のお話があって、ベビーフード協議会で集まりまして何度か話し合いをしています。実際に各社がどのような方針で、どのような規格でベビーフードをつくっているかというのをヒアリングしてまいりました。

その結果、確かに今回の論点1にありますように、「対象月齢が根拠がなく」、根拠がないわけではないんですね、各社いろいろな根拠のもとにやっている。ただ、その後の「授乳・離乳の支援ガイド」との整合性という意味では、確かにどうなのかなというのは私も思います。

実際、おやつの月齢の根拠ですけれども、いろんな項目で配慮しています。例えば原材料、素

材については、6ヶ月のものはお米が主原料です。固形の原料は使っていません。ですから、唾液で口どけますと固形分はないというものです。6ヶ月では添加物も使ってない。7ヶ月、8ヶ月になるに従って、例えば7ヶ月では小麦とか卵黄を使っています。9ヶ月では全卵というように、アレルギーにも配慮しております。

固さですけれども、各社とも、固さの、機械による測定はしています。ただ、データのばらつきもありますし、測定しましたデータが、果たして固さとの相関性がどうなのかという部分が非常に不明瞭なので、各社とも測定していますけれども、規格化しているところはないようです。

口どけに関しましても、特に6ヶ月の商品は、各社ともソフトせんべいタイプのものしかありません。それも、例えば温水の37度につけ込みまして、崩壊性の試験とか、こういうのを参考データとしてはとっております。ただ、それもどこまでが規格化、6ヶ月のものは何分で崩壊するとかという規格化はかなり難しい状況です。

形、サイズですけれども、これものに詰まりにくいサイズ、特に月齢6ヶ月商品はソフトせんべいですので、各社とも赤ちゃんが持ちやすいサイズ、おそらく各社とも8センチぐらいのサイズがあるようです。それから、ほかの7ヶ月、9ヶ月の商品に関しても、赤ちゃんののどの気管のサイズ、これは1センチぐらい、赤ちゃんの親指ぐらいと言われているんですけれども、1センチぐらいの大きさのものはなるべく避ける。ただ、実際にはタマゴボーロみたいなのがありますので、それはどうなのかなという部分もございます。

栄養成分について、先ほどお話がありましたけれども、塩分は、「ベビーフードの自主規格」、きょうの参考資料6にありますけれども、ベビーフードでは、1歳未満の赤ちゃんには100g当たり200mg以下、1歳以上の赤ちゃんに関しては300mg以下という自主規格をつくっております。

ただ、これはベビーフードですので、おやつに関しては参考にはしていますけれども、必ずしも守られていない。ただし、一般食品に、例えば大人向けのソフトせんべいに比べれば当然、塩分は各社とも抑えている。その辺の配慮はきちりやっている。

カロリーですけれども、低カロリー設計をしています。あくまでも栄養摂取目的ではなく、おやつの楽しさ、食への興味という部分を目的としていますので、ミルクとか離乳食で栄養をとって、おやつは補助的なものという位置づけでやっております。

それから、ちょっと話は違うんですけれども、注意表示に関しても各社ほぼ共通です。ただ、6ヶ月の商品はこういう表示、7ヶ月、9ヶ月はこういう表示、特に月齢の低い赤ちゃんに対しては特に注意しましょうという部分はあります。すべて共通の表示です。

口頭の説明になりますけれども、ベビーフードメーカー各社のおやつの設計方針としては、原材

料や固さ、口どけ、大きさ、栄養成分、それぞれの項目できっちり配慮してつくっている。

ただ、ベビーフード協議会として、それをきっちりまとめて自主規格化まではしていないというのが現状でございます。

以上です。

詫間会長 ありがとうございます。メーカーでいらっしゃるから、それなりの内部的な基準はお持ちのはずでございますが、ここに「根拠はなく」と書いてあったのはちょっと言い過ぎだったかと思いますが、「根拠は多様であって」ということでございますね。根拠は幾つかあるんですけど、多様で、まだ十分まとまっていないというか、すり合わせが行われていないということでございますので、ぜひ本協議会を通じて、多様性も、ある一定の幅に収れんさせていただくことが必要だと思います。

また、「ベビー用おやつ」の月齢と、ベビーフードの、今それなりに示されているものとの整合性ですね、そういう方向にご検討が前向きに進んでいただくと大変ありがたいと思っているわけでございます。非常に難しい課題ではあるわけでございますが。

こちらに森永の稲瀬様とか、亀田製菓の古澤様も特別委員として出ておられますが、古澤様のほうはこれでございますか。

古澤特別委員 はい。

詫間会長 きょう特別にお配りいただきましたので、今のに関連して、「ハイハイン」というおやつでございますね、これのご説明をお願いできますか。

古澤特別委員 弊社で発売しておりますのが「ハイハイン」という商品だけでございます。乳幼児向けにはこの商品で2品ございます。一つは何も入っていないプレーンで、それが今「5ヶ月」と表示しておりますので、それがこの会の一つのテーマにもなっています。

もう一品が野菜とりんごが入っているものなので、どちらかといいますと、今、和光堂さんの言われたものからすると7ヶ月といったことで、少しいろいろなものが入っていますので、少し月齢を上げた形にしております。

「ハイハイン」が、前回もお話しさせていただきましたが、発売された背景は36年も前でございますが、なぜそのときから発売して、いつから月齢表示をしたのかというのが、わからないんです。

ですが、うちの製品も36年前に発売されてから日々、改良はしてまいっております。改良の仕方ですが、基本的にはお母さん方と一緒に、今の商品をどう改良していくかということをずっとやっておりまして、きょうも話が出ています口どけをどう改良していくかというのが、テーマでやっておりまして。

特にお米でできているということで、ここにも書いてありますが、世界的にも非常に今、注目されて

いるベビー関連の原材料で、アレルギーが少ないといったこと、口どけがいいというのが特徴です。このぐらいの小さいものが、これだけ大きく膨れ上がるということで、お米の持っている典型的な特徴でございます、従い口どけの良さにつながっています。

それから、もう一つの特徴で、消化がいいということがあげられます。例えば小麦でありますと1回のアルファ化しかしないんですが、お米ですと、ふかすと一度アルファ化し、もう一度焼き工程が入り、2度アルファ化が行われます。そうしますと消化吸収が良くなりますので、もともと、特にお子さんの中でも、ちっちゃなお子さんでも食べていただけるということが、だんだんと評価されていき、小さな離乳児でも大丈夫じゃないかということで発展していった歴史がございます。

確かに今回のテーマが出たことで、われわれも、この情報に関しましては真摯に受けとめて、今後どういうふうにやっていくかというのはうちの中でも検討しておりますので、どういうふうにお母様たちに注意喚起を行っていくかということは、われわれどもも真剣にやっっていこうと考えております。

ですが、一つ、われわれのほうとして疑問があるのが、ベビーフードと、今回の「ベビー用のおやつ」を同じような規制の中でやる問題なのかというのは、皆様のご意見をお聞きして進めていきたいと思っております。

ベビーフードの自主規制も、われわれも少し勉強させていただきまして、おおよそ基準範囲内のものは多いのですが、必ず毎日食べるものでもないですし、ときどき与えるもので、食事がわりにおやつを与えるわけではないと思うので、そこまですべきかどうかというのは皆様のご意見をお伺いしたいと思っております。

ベビーフードの自主基準値を大きく超えた形では、うちのほうも設計はしておりませんが、どちらかといいますと、お米のお菓子をもっとよくするために、うちの製品ではナトリウム値を少し高い値にしております。なぜナトリウム値が高いかといいますと、口どけの改善です。赤ちゃんが、ちゃんと飲み込めるようにという事で、溶けやすくするためにナトリウム値を上げています。各社さんいろいろな考え方があってつくっていることもございますので、そういったことももう少し参考にさせていただければと考えております。

私のほうで参考資料として書いてありますが、これは言いわけということではないんですが、問い合わせの件数は確かに年々ふえております。年間、今年に関しましては、特にお米の問題がございましたので、ここにもございますように、お客様相談室に入っている件数で900件ほど、「ハイハイイン」だけ来ております。

ですが、ここに来ている中で、窒息に絡むようなことというのは、この5年間の中に1件だけございまして、それが出た原因というのは、お母様が目をそらしたすきに勝手に子供さんが手に取って食

べてしまった事でございます。9ヶ月ほどのお子さんです。そういった件1件だけだったので、けちをつけるわけではないんですけれども、お母様がちゃんと見ていただいて、水分を与えていただければ、そこまでの問題にもなっていないのではないかなと思っているところも半分はございますので、皆様と、ここら辺のところもご理解頂けるとありがたいと思っております。

最後に、うちの「ハイハイン」というのは、お母様方から激励の手紙が一番多いところでして、これをもっとうまく改良してどんどんやってくださいみたいな話が一番多い製品でございます。

以上でございます。

詫間会長 どうもありがとうございました。基本的なこともご指摘いただいたのですが、ベビーフードと「ベビーおやつ」を全く同一視した形で考えていっていいのかどうかということをご指摘になったわけですが、「ベビーおやつ」は、今、意見がおありになったように、勝手に食べちゃうという場合もありますが、お母さんが、黙らせるためとかあやすために便利のいい道具なので、すぐ与えてしまう。ウエハースなんかその典型でございますけど、そういうようなこともあるので、一定の整合性といいますが、そういうものは必要ではないかなと考えているわけでございます。

森永さんのほうはどうでございますか。稲瀬特別委員、いかがですか、この件に関して。

稲瀬特別委員 関口さん、古澤さんの話と同じようなことですが、弊社の場合、「マンナ」というブランドで、ビスケットとウエハースとボーロをつくっていますけれども、月齢表示に関しては7ヶ月ごろを目安にしてくださいということにしています。

それは、お客様から、いつごろから食べさせればいいんですかねとか、そういうふうな話がある中で、当然、口どけよくつくっていますので、ベビーフード協議会とか、いろいろなところから、具体的に実験したわけじゃないですけれども、そういうふうな情報から、7ヶ月ごろからがいいのかなというふうな目安として表示しているわけです。

そういうふうな表示とか、乳幼児向けのおやつということで発売しているということですが、論点の2にも関係するんですけれども、子供が欲しがるからというよりも、親御さんがおやつを与えたいというのが大きいのかなと思っていて、そういうことにお応えした商品、口どけのいいものをつくっていくというのが必要だと思っていて、むしろベビー用に特化したおやつがなければ、通常の大人が食べるようなおやつを与えかねないという気も思っていて、「ベビー用のおやつ」の存在意義は十分あるのかなと思っていますし、表示に関してはいろいろ考えていかなきゃいけないところはあるのかなあという気はしています。

詫間会長 ありがとうございます。いろいろご意見はあると存じますが、すでにご提案がございましたように、月齢については7ヶ月前後というお話も承ったんですが、もう少し検討して、見直しをこ

れから順次図っていききたいなという感じしておりますので、その点お含みおきいただければと存じます。

もちろんベビーフードと月齢との調整、整合性も、先ほど来申し上げているように、こういう形で進めさせていただきたいと思うわけでございます。

小1時間たちましたので、日程表を回収していただけますか。4回目ですね。次回は12月16日で決まっておりますが。

もう7時前後になってきましたので、お食事もどんどんしていただければと存じますが。

生活安全課長 食事されながらお願いいたします。

(日程表回収)

詫間会長 中断して恐縮ですが、手を挙げられましたので。

宗林委員(代理) 先ほど「ハイハイン」のご説明を承りましたが、次のページに、5ヶ月からと7ヶ月からというので二つ、月齢の違うものを見せていただいているんですが、味とか原材料の違い以外に、固さとか大きさでは違いがあるんでしょうか。

古澤特別委員 固さの違いは、野菜とかが入ることによるちょっとした違いだけで、基本的には全部一緒です。どちらかといいますと、この場合には、りんごと野菜を小さく切ったものが入っていますので、そういったことで7ヶ月になっています。

宗林委員(代理) そうすると、先ほどの口どけといいますか、溶け方であったり、大きさであったりも同じということでしょうか。

古澤特別委員 ええ、変わらないと考えていただいて。

宗林委員(代理) わかりました。ありがとうございました。

詫間会長 向井先生、注意事項等いかがですか。月齢の調整問題も含めまして。難しい問題ですが。

向井特別委員 今討議した俎上に上がりましたベビーフードと「ベビーのおやつ」の違いはどうかということが一つご提案がありましたが、ベビーフードは、例えば5、6ヶ月のベビーフードは、飲み込むという機能を獲得させるにはどういう形態がいいでしょうかという視点からつくられたものだと理解しております。

さっきからの議論で、もう赤ちゃんは5ヶ月で、嚥下の機能は獲得しているという前提に立ったような議論になっているんですが、5、6ヶ月から、飲み込む機能は発達していく時期だということで、口どけがよければ、飲み込める機能があれば当たり前で、それで飲み込めますけど、だから問題ではないかということだと僕は理解しますけれども、だから、安全域は設けなければ……。個人によってももちろん違います。4ヶ月くらいで嚥下の機能が獲得される子もいますし、健康の定型発達してい

る子ですね。6、7ヶ月で、ごっくんというのが上手になる子もいますし、そういう安全域は当然のこととしてあるべきではないか。ですから、口どけがよければすぐ溶けるよといっても、すぐ飲み込めるような動きができない子は、そして、できない子ができるようになる時期が5、6ヶ月という、離乳のいわゆる初期のことで、嚥下の機能の獲得期ということで、「授乳・離乳の支援ガイド」も言っているわけですので、その辺が、口の形、原始反射、いろいろまとめるとそうになっていくのが、ちょっと表示が問題かなということです。

詫間会長 ありがとうございます。いずれにしても、機械的に、何ヶ月、何日というようなことを決めることは難しいわけで、幅を持たせまして、なおかつ、今、先生からご注意いただいたような注釈、そういうようなものをつけた形の見直しの表みたいなものができ上がっていくと便利かなと思っているわけでございます。

持丸委員 改めまして、産総研の持丸です。ずいぶんいろいろな取り組みをされていることを伺いまして、今、同じように向井先生からもお話を伺いまして、私から要点をまとめますと、一つは消費者のリスクとベネフィットの話ですね。

リスクというのは、今、向井先生からもお話がありましたように、お子さんが溶かすことができるか、嚥下できるかというところで、できれば安全域に持っていくほうがリスクは低い。ベネフィットというのは先ほどから話が出ていて、と言いながら、お母さんはできるだけ子供にこういうものをあげたいということで、この辺に関しては、企業の利益と多少相反するところがあって恐縮ですが、企業さんだけに押しつけてもなかなか難しく、そういう需要が事実、世の中に存在しているわけですから、そこはこの次の話にあるかもしれませんが、もしお母さん方とコミュニケーションするんだとしたら、そういう食育的なことも含めたアプローチが必要かもしれません。

もう一つは、先ほどのベビーフードとおやつのことですが、これはお母さん方のも含めた消費者の意識の問題でして、この二つが、業界がどう定義しているかとか、実際はどうかというよりも、お母さん方が認識として違って思っているかどうかというようなこと。

私の感触としては、頻度は明らかに違うと思いますが、おそらくお母さん方は、これもベビーフードの一部だろうと思って購入されているような気がします。したがって、ベビーフードに準ずるようなものでリスクを考えていただくほうがよいのではないかと。

確かにすごく長く売っていて、何で今ごろ騒ぐんだというのは多少、話としてはあるかもしれませんが、これは子供の安全に関する世の中の全体的な動きでもありまして、ある意味では、そういうような、今、向井先生がやっていらっしゃるようなことがオープンになっていく中で、改めて少し業界のほうでもご検討いただきたいなと思うところがあります。

もう一つあった規格化とか定量化は、私もエンジニアですから、これはとても難しく、固さなんて簡単に定量化できないのは私もよくわかっておりまして、これに関しては今、この場であんまり議論しても仕方がないんですが、長期的に言えば、企業さんというよりは、われわれみたいなどころ、大学とか、そういうようなところが企業さんと一緒になって少し長期的に取り組んでいかないと、簡単にはできないだろう。そんな気がしております。

ですから、短期的に少し見直しを検討していただくことと、少し中長期的に取り組んでいくところと、企業だけではなくて、それを取り巻く消費者自身のほうのコミュニケートをしていくということも含めて対策していくのかなという気がしております。

詫間会長 ありがとうございます。最後におっしゃった物性的なことの実験的な検討というのは、本協議会では、本格的に行うことは、協議会も、国としても難しいお立場でいらっしゃるとは存じますが、既存のもののデータから引用するという事は可能であるかと存じます。

ただ、今、持丸先生におっしゃっていただいたように、基準がある程度、指針とかそういう形でできたとしても、消費者の、特に保護者にそういうものを理解していただくといいますが、保護者の意識が盛り上がっていないと、何のためにつくったかということにもなりかねませんので、そういう意味で論点2のほうに行かせていただこうかと思います。

英語では、生意気ですけど、アワヤネス、アローザルと言っているわけですけど、アワヤネスをいかに保護者の間に高めていくかという問題でございますね。これは論点2から3に、食育の問題等に発展していくことになるかと思いますが、その前に、現状はどうかということで、前回ご了解いただきましたように、インターネットによって、保護者の方の意識調査と申しますか、していただいておりますので、その結果を、丹野係長さんのほうから概略ご説明いただければと思います。

その間、どうぞ召し上がってくださいませ。

安全担当係長 では、お手元にごございます資料9-1をごらんください。A4縦の両面1枚のものでございます。

こちらは、前回の協議会でお示しましたインターネット消費者アンケート調査の内容でございます。

1の「『ベビー用おやつ』を与えた経験」につきましては、95.4%の保護者が「ある」と、2の「与え始めた時期」ですが、多くが1歳未満からということです。3の与えた頻度は、1週間に1回以上の頻度で、継続的に与えているケースが多くあるということです。

4の「与えた理由」です。約半数が「子供がよく食べるから、または欲しがるから」、 「子供に必要なだから」と思われているご回答もかなりありました。

5の「購入の際参考にした表示」は、8割以上の方が対象月齢表示。6の「与えるときの注意表示」は、読んだこともないという方が3割以上いらっしゃった。7の「『ベビー用おやつ』の必要性」については、6割以上の方が、1歳未満の乳児には「ベビー用おやつ」が必要と考えています。

次に裏面をごらんください。

「ベビー用のおやつ」がのどに詰まった、または詰まりかけたときの状況について記載があったものについてまとめたものでございます。

まず「ベビー用のおやつ」の種類別に見ます。

ソフトせんべいにつきましては、一番多かったのが「喉に張り付いた」というものです。2番目が「口に頬張りすぎた」、その次が「大きいまま口に入ってしまう」というものでございます。

ソフトせんべいと同じ傾向だったのが、表の一番下にございますウエハースです。やはり一番多かったのが「喉に張り付いた」、ソフトせんべいと同様に、2番目も「口に頬張りすぎた」、3番目はちょっとソフトせんべいとは異なりますが、「上手に飲み込めない」。

続きまして、ポーロとビスケットにつきましては、両方とも一番多かったのが「口に頬張りすぎた」、ポーロにつきましてはサイズが小さいですので、「かまずにそのまま飲み込んだ」が2番目です。ビスケットにつきましては、さすがにポーロほど小さくありませんので丸飲みはできないでしょうが、ちょっと噛みただけで飲み込んでしまった、「うまく噛み砕いて飲み込めなかった」、スティックタイプのビスケットですと、ソフトせんべいなどと同じように「大きいまま口に入ってしまった」というのが3番目に続きます。

こちらは参考程度の情報でしかありませんが、ソフトせんべい及びウエハースと、ボール及びビスケットでは、詰まってしまうときの様子の傾向が違っているというようなことがわかりました。

その下のグラフをごらんいただきたいんですが、のどに詰まったり、詰まりかけてしまったときのお子さんの月齢を示してございます。

まず、生後8ヶ月でピークがあります。12ヶ月のころにも同じくピークがございました。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。これはインターネットで行ったものでございますけど、今ご説明がありましたように、非常に貴重な結果が出ておりますが、11ヶ月以下からは必要と考えておられる保護者が63.0%という数字も出ておりますけど、ソフトせんべいとポーロが上位になっております。あまり大きな差は、パーセンテージ上はございませんが、それぞれお菓子と、実際にのどに詰まりそうになった状況というのはやや違いますけれども、共通しているのもあるわけですね。ウエハースとソフトせんべいでございますか。

で、ピークが12ヶ月のところと8ヶ月のところに見られるというのも非常に参考になるデータではないかと思うわけでございますが、いずれにしても、不用意に、子供を黙らせるために与えてしまうとか、そういうことも多々あるようでございます。注意書きなど読んだこともないという人もかなりのパーセントあるわけでございまして、その辺のところの指導ということになりますと、栄養指導、さらに概念を広げまして食育ということですね、知育、徳育、体育に並びまして、4番目の柱として食育というものが非常に重視されてきておりまして、きょうお越しいただいた大越先生も非常に中心的にしておられますし、また、きょうの資料の中にもあると思いますが、食育基本法、内閣府の所管でできたものに食育推進会議ですか、向井先生が委員でいらっしゃるわけでございますけど、そういうところにも食品の安全もございまして、7項目ほど重要な項目が挙がっておりますけれども、その中でも安全の問題は、ちょっと概念が違う安全も入っているわけでございますが、栄養指導の問題、食品に対する感謝も含まれてくるわけでございますが、そういう問題が今、内閣府で取り上げられておりますけれども、これはなぜかという、各省庁、農水省も関係しますし、厚労省も当然でございますが、文科省も、学校給食を担当しておりますから、今度、栄養教諭というのもできましたし、6月に学校保健法が改正されまして、学校保健安全法になりまして、それとともに、食育の推進ということが、その法律にも重視されるということですから、各省庁にわたって非常に重要なテーマになってきているわけでございますね。

でございますから、推進会議の議長は総理大臣でいらっしゃるわけでございますね。25名以内の委員で構成されているということでございます。そういう会議はたくさんありますから、毎回、総理が出られるわけではないと思いますけれども、いずれにしても、大臣が長とか、局長が長という会議よりも一つ別格、上のといいますか、総まとめ的な感じで推進が行われてきているわけでございます。そういうことでございますが、今ご説明がありました、とりあえず私がトピックス的に解説めいたことを申し上げてしまいましたけど、この辺につきましてはいかがでございましょうか。

小林委員、消費者保護とか消費生活のお立場から、せっかくやっていただいた、詳しいデータはまた報告書の中に出てくると思うんですが。

小林委員 先ほど来からのお話を伺いながら、私自身の子育てのことなども振り返りながら、思い当たることが幾つかございましたので、お話しさせていただきたいと思います。まずベビーフード、私、大変申しわけないのですが、「ベビーのおやつ」とベビーフードは全部ベビーフードだと思っていました。この会に参加するまで。それが正直なところです。

メーカーさんはフードとおやつを分けていらっしゃるようですが、与える側からすると全部ベビーフードです。正直申しまして、ですから、「ベビー用のおやつ」もベビーフードと同じようなレベルで考

えていただくのがいいのではないかと、それが必要なのではないかなと思います。

それから、私自身が子育てをしているときもそうでしたし、今の子育て中のお母様たちを拝見しましても感じますが、まず、子供の身体的な機能、例えば嚥下の問題とか、物を口に含んだときにどのくらい唾液を出すことができるのかとか、どんなふうに対応できるのかというようなことについてほとんど知識はありませんでした。

それから、そういうことの指導を受けた記憶がありません。もしかすると指導はあったのかもしれませんが、たぶん、ほとんど聞いていなかったのだと思います。

そういう忙しさの中で、子供を育てていくというのが現状です。ですからやはりでき得る限り、考え得る限りの対処はあらかじめ施していただいているほうがより安心というのが、消費者の立場から言えば正直なところだと思います。

それから、特におやつ、食べ物もそうですが、お母さんたちは、離乳食が始まると、できるだけスピードを上げて、その子供に自分で食べてほしいと思っています。ですから、握れるようになると何でも与えてしまいたくなります。その段階においては、どのくらいの機能をその子供が持つのかという知識が希薄なために、自分と同じものをできるだけ早く食べられるようになってほしいと思っています。ですから、すりつぶさなくても食べられるようになった、うまく飲み込んでしまったりすると、そういうふうに思い込んで、どんどん離乳のペースを上げていきたくなるというのが現状ではないでしょうか。

私の子供も、私は二人ですが、上の子供は非常に早く4、5ヶ月のころから離乳が大変スムーズに進みました。歯も早く生えてきました。振り返ってみると、たぶん嚥下の機能がとてもうまく発達していたのだと思います。

下の子供がどうかといいますと、男の子ですが、なかなかうまく進みませんでした。上の子とつい比較しますから、どうしてこの子、早く、うまくいかないのだろう、食べ方も遅いなあ、いつまでたっても食べることが楽しそうじゃないなあ、何でと思っていた。ここで勉強させていただいて初めてわかったのですが、たぶん機能的に発達が遅かったのだと思います。だとすると、とてもかわいそうなことをしたなあ、よく無事で、詰まらせないで育ててくれたなあ、本人の生命力の強さに感謝したいなあと思うくらいです。

つまり、そういうレベルで、たぶんほとんどのお母さんたちが子供を育てていると思います。だから、早くから握れるものがある、うまく口の中で溶けたりするのであれば、それを持っていてくれればすごく助かるわけです。この子うまく食べられるようになったわと思ったら、おかゆはさっさとやめて、早くごはんにしてしまいたいのです。お箸がうまく持てなければ、握って持たせたいのです。そうするととても楽ですから。

それはちょっとおかしいじゃない、そんな育て方でだめじゃないって言われれば確かにそうですが、それが現状なんです。

食育ということが今、盛んに叫ばれておりまして、若いお母さんたちはとてもそういう意味では恵まれていると思いますが、食育がなぜ必要になったのか、あえてなぜ食育かということを考えると、子供が自分と同じ、というふうについつい思いたくなるということが基本的に間違っている、そのことになかなか気づかないことが間違いの始まりなのかなと思います。

ですから、先だって私の活動の中で、お母さんたちに、お子さんに与えるおやつを一緒につくりましょうという会をやりました。そのときに見ていますと、いろいろな年齢のお子さんたちが集まりましたが、お母さんたちは試食のときにあまり考えないで子供さんに与えているんですね。もうちょっと、そのお子さんだったら小さくしてあげればいいのになあとか、そのお子さんだったら大丈夫よと、私たちの側からは見えるのですが、お母さんたちは意外に無頓着です。

私はこの会に参加させていただいておりますので、与え方をちょっと考えようよねと、少しお話しさせていただくことができましたけれども、そういうところが食育の中にもっともっと導入されるといいなと思います。つまり栄養面の話だけではなくて、そういう与え方について、子供の機能がどういうふうに進達していくのか、お子さんの機能がどこまで発達しているのかということをお母さんたちももっとよく見きわめようよ、見きわめるにはこうするんだよというようなことも、保健所などの定期的な健診などの折を捉えてしていただけたらいいのかなあとと思います。

例えば先ほど、消防庁のデータにありましたが、1歳の男の子がソーセージをのどに詰まらせて重篤になったとか、ピーナツをのどに詰まらせたのが1歳の女の子だったとか、どうして1歳の女の子にピーナツを与えたのかなあというのがすごく疑問ですし、ソーセージを一体どういう形で食べさせたのかなあということがとても心配です。

ですから、そのあたり、食育の中に、ぜひとも栄養面のこと、すりつぶすにはこうですよ、ああですよということだけではなくに、与え方と同時に、子供さんの発達の段階がどういうことなのか、どういうふうになっていくのかということを中心にちゃんと考えようよねということをもう少ししっかりと学ぶ機会を設けていただきたいと思います。

詫間会長 ありがとうございます。ご体験から、貴重な情報をいただきました。ただ、冒頭でおっしゃった、一般の保護者の方は、特にお母様ですよ、ベビーフードと「ベビー用おやつ」を区別して考えてみえる方はほとんど少ないという、小林先生にしてそうなんですから、押しつけて知るべしではないかという、その辺を十分念頭に入れていかなければいけないということだと存じますが、

きょうお出ましいただいている高橋委員は園長先生もしておられるわけですが、今のことに関連し

ましていかがでございましょうか。食育一般のことも含めまして。食育の中には、マナーということもあるわけですが。

高橋特別委員 食育一般といいますと、非常に大きく生活そのものということになってしまうのですけれども、今、お話をいろいろ伺ってしまして、ここに「離乳の進め方の目安」というのがありますけれども、私どもの園には12名乳児がおりまして、産休明けからお預かりしているのですが、子供がどうやって少しずつお乳から離れて、やわらかいものから、ごはんを食べられるようになるか、その過程を大人のイメージで理解している、そんなふうに感じました。

赤ちゃんを毎日見ている者といたしましては、嚥下ひとつにしても、私どもでは、離乳用のさじを子供の口に入れる、そのところから発達を考えて、どういうふうに入れたらいいかということを考えます。

「舌でつぶせる固さ」と書いてあるのですけれども、大人のイメージで、自分の舌でつぶすというイメージをしてしまうのではないかと思います。これを獲得するには、専門の先生がいらっしゃるのにこんなことを言うのはおかしいのですけれども、舌を前後に出したり、上下に動かしたり、左右に動かしたり、少しずついろんなことを獲得して、これができるようになるんですね。だから、赤ちゃんにとって大変な、大事な事業というか、仕事なんです。その辺をもう少し大人がよく考えて見ていただきたい。

できるならば、赤ちゃんの離乳の、食べているところ、そしゃくの仕方を目で見ていただきたいなということを今とても思いました。

見てまして、1歳半ぐらいまでは個人差がとても大きいように思います。ですから、同じものでも、こちらの子には食べられる、今の小林さんのお話にもありましたけれども、こちらは全く食べられない、非常に差が大きいのです。1歳半ぐらいになりますと大体同じものが食べられるようになります。このあたりを、私共ではひとつの目安と考えております。

今、ソーセージ云々のお話もありましたけれども、歯がだんだん生えてきて、1歳ぐらいになると8本ぐらい生える、たぶん歯が生えているから大丈夫だろうと思うんですね。あるいは、逆に歯がいっぱい生えているからかみ切っちゃうかもしれない、ということが想定できないという事もあると思います。そういうことで間違いが起こるかと思うのですけれども、まだまだ前の歯ですから、奥歯が生えていないとかめないですよ。そういう状態がわかっていないということだろうと思います。

私どものほうでは、いわゆる乳児というんですが、0歳から2歳ぐらいまでは3度の食事で十分栄養が摂取できないということもあり得るだろうということで、おやつというよりも軽食として位置づけています。そんな考えでおやつを用意しております。又、味覚というのも覚えていく時期ですので、大切にしたいと思います。

味覚といっても、ただ味だけじゃなくて、香りもあるし、色にもおいも、大きく考えると、そういうことも味覚として身につけていってほしいと思います。

お母さんたちは先ほど、小林さんのお話でもありましたけれども、隣のお子さんはもう何々が食べられる、うちの子はまだだ、歩くのもそうですけれども、とても気になるんですね。お子さんによってそれぞれ違うのですけれど、とても気にされて、少しでも早くと思われる。

そんなことから子供にちょっと無理がかかる部分もあります。又、おやつはやっぱり、子供にとって楽しいという部分もありますので、大切だと思っています。ただ、与え方にとっても問題があると思うのです。欲しければ与えるというような与え方をなさる方もかなり多いのですけれども、そうすると、いつもダラダラダラダラ食べていて、肝心のお食事が食べられない。お食事というのは、思いっきりおなかをすかせて、それで食べなければ、食べる意欲もわかないし、味も十分に味わえない、食べる楽しさもわからないということになりますので、おやつの適量と時間をキチッと決めていただくのがいいと思います。保育園の場合ですと、10時のおやつとか3時があります。調理の職員がおりますので、3時は大体手づくりのものです。10時のほうはたまにおせんべいとか果物とかいろいろですが、そういうときは必ず職員がついて子供を見ています。そして、おせんべいなどの場合は小さく切って、飲み物も一緒に、様子を見ながら与えるということをしています。けれどもお母さんの場合は一人ですからなかなかそうはいきません。子供さんにおやつのお菓子を与えておいてお仕事をしたりしている。そうすると、のどへ詰まらせたりということもあると思いますので、そういうことは、子供の発達の段階とか、こういうことをしたら危ないですよということをどんどん啓蒙していかなければいけないのではないかと思うんです。

もう一つ、お菓子をつくれる方にお願ひしたいのは、味が濃いものがたくさん出てきているんですね。それから、色の毒々しいもの、においの強いもの、こういうものは、味が強いと偏食のもとになってしまいますし、赤ちゃんはご存じのように、ミルクは甘い味ですので、全く違う塩辛い味に当たったときに、刺激が強いので、そちらを求めます。すると、いろんな味を味わうことができなくなって偏食が多くなりますし、見た目にも、小さい子供でもわかりますので、色も気をつけていただいて、においのほうも刺激の強くないものにしていただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。乳児を12名保育していただいて、毎日、乳児から、6歳の直前ぐらいまでのお子さまを見ておられるので、非常に貴重な現場からのご意見をいただいたので、先ほどから出ておりますいろんな指針とか基準をつくる時も十分、そこを配慮して作成していかなければいけないと思っておりますが、さっきのソーセージとかピーナツというのは、松川さん、細

かいところはおわかりにならないけど、親がテーブルに置いているのを自分でつまんで、1歳ぐらいですから、食べてしまったケースじゃないですか、与えたというよりは。

松川委員 個々の事例はそこまでは分析をしきっていないんですが、実態とすると、私も救急車の現場の経験があるんですけども、親が目を離れたすきというのが一般的には多いと思います。いわゆる誤嚥という、のどに詰まらせるものは食べ物が多いいですけども、そうじゃなくて、一番口に入れちゃうのは、例えばテーブルの上のたばことか、そういうものももっとうんと多いいですね。そういう意味では、常に親が目をかけていれば、通常であれば、のどに詰まらせる事故というのは防げるんだろうと思うんですけども、実態として、これだけの事故があるということは、目を離す実態、先ほど小林先生もおっしゃったように、つついできるから任せちゃっていると、親が忙しいものですから、よちよち歩きになれば、自分で手でつかんで食べちゃう、こういう事故が多いのかなと。そこまで分析はできていないですけども、感覚としてはそんなところだと思います。

詫間会長 ありがとうございます。そういうことも含めまして、保護者への啓発、単に栄養の補給ということだけではなくて、幅広い配慮が必要だということをご指摘いただいておりますが、都のほうでも、この辺については、後で出てきますように、母子手帳とか、乳児健診日、そういうところを利用してやっておられると思いますが、事務局のほう、ご説明ございますか。都のほうで、今の段階でやっておられることがあればでございますが。

安全担当係長 ちょっと簡単に、お手元でございます参考資料の説明だけさせていただきます。参考7をご覧ください。

こちらが、先ほど詫間会長からもお話がありました、「国における食育推進について」の説明用の資料でございます。基本的には内閣府のホームページから抜粋いたしました。資料は食育基本法の概要、食育基本計画の概要、同じくポイントの3点です。

まず、食育に関して定めた食育基本法でございますが、その概要については、この資料に載っておりますとおりです。こちらの法律、平成17年6月に公布、翌7月に施行となっております。前文の中で、食育につきましては、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけております。

あと、こちらの資料のほうにはございませんが、子供の食育における、保護者、教育関係者等の役割に関する条文もございまして、保護者は、子供の食育について重要な役割があり、積極的に子供の食育の推進に取り組まなければならないとうたわれております。また、内閣府に設置されました食育推進会議において食育推進計画を策定するということになっております。

その概要につきましては、次のページ以降にございますとおりですが、都道府県や区市町村に

においても同様の計画の作成に努めることとなっております、東京都でも、東京都版の食育推進計画を作成しております。こちらは後ほど簡単にご説明いたします。

食育基本法でございますが、4の基本的施策の中に、家庭における食育の推進、学校、保健所等における食育の推進など7項目掲げられてございます。

食育推進計画についてでございますが、資料を3枚ほどめくっていただきますと、「食育基本計画のポイント」というA4判1枚の資料が出てございます。こちらでご説明いたします。

まず、こちらの計画は平成18年からの5カ年計画で、計画のほうは4部構成になっております。

まず第1として「食育の推進に関する施策についての基本的な方針」がありまして、その中で、特にこの協議会のテーマとかかわるところとしましては、4の「子供の食育における保護者、教育関係者等の役割」でございます。

第2のところでは、さまざまな指標が数値目標として掲げられております。第3は、食育の総合的な推進に関する事項ということで、この協議会に関係してくるところとしましては1番目と2番目、「家庭における食育の推進」「学校、保育所等における食育の推進」というところでございます。

一応こちらが国におけるものです。先ほど詫間会長からもありましたが、向井先生が国の食育推進会議のメンバーでいらっしゃるということですので、ぜひ補足などをいただければと思います。

続きまして、都における食育の取り組み状況ということで、参考8をご覧ください。こちらは「東京都食育推進計画(概要)パンフレット」と「平成20年度東京都の食育の推進に関する取り組み予定」という資料二つをつけてございます。

まずこちらのパンフレットをご覧いただきたいんですが、こちらを1回開いていただきますと、計画の性格や位置づけ、特徴などが記載されてございます。

東京都に特有の特徴としまして、生産現場を身近に感じるものが少なく、食を大切にできる心が育ちにくい、大消費地であること、情報、人材などが集積しているなどがありまして、その特徴を生かした食育を発信することとしております。

なお、基本理念などは当然、国のものと同じですが、国と都の計画の大きな違いは、まず、都の計画には数値目標と指標が定められておりません。ただ、都の計画のほうにだけございますのが、ライフステージごとの重要テーマを設けているという点です。

もう一度パンフレットを開いていただきますと、一番左のところに「ライフステージごとの重要テーマ」ということで、ライフステージを三つに分けてありまして、まず乳幼児から小学生、小学生から中学生、高校生から大人ということで、本協議会におきましては当然、ステージ1の「乳幼児から小学生」というところに該当いたします。それぞれのステージごとの重要テーマを定めまして、「取り組み

の方向」ということで、下のほうに、これらの3点を推進しているということになってございます。

例えば「家庭、学校、地域が連携して、子供の食育を進める」という取り組みのところにつきましては、その隣のページにございます、「乳幼児とその保護者を指導する人材の育成と活動支援」とか、さらに2ページほど左に行っていただきますと、「取り組みの方向3」ということで、「食に関する総合的な情報、文化を発信する」というところがありますので、本協議会ではこのあたりも有効に使えるのではないかと考えております。

「平成20年度 東京都の食育の推進に関する取り組み予定」という、A4の横の資料でございますが、こちらでは、都庁の中で横断的にさまざまな取り組みをしているということがおわかりいただけるかと思うんですが、私どもの生活文化スポーツ局では、現時点では主に のところ、一番下のところにあります情報提供を主にやっております。

また、東京都でも、国と同じように、東京都食育推進協議会というものを設置しておりますして庁内連携を図っておりますが、私どもの生活安全課長の長課長も、その協議会の事務局のメンバーとなっております。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。国のほうの資料は食育基本法と、食育推進会議のポイントをまとめていただいた資料ですね。都のほうもそれに対応した形で、ご説明がありましたようなご活動を全庁的にやっていたいただいているということでございます。

向井先生、推進会議の委員でいらっしゃいますので、コメントをいただければと思います。

向井特別委員 25名の委員の中で、健康に関係する委員が私だけなものですから、あとは農水省関係とか消費者とか、そういう方の、25名のうちの8名が専門委員ですが、その一人です。

ちょっと追加したいんですが、「国の食育推進」の5ページのところに7というのがありまして、先ほどは4の「子供の食育に」ということですが、7の「食品の安全性の確保」というところで、5ページの「食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進」の1に「リスクコミュニケーションの充実」と「食品の安全性や栄養等に関する情報提供」というのがございます。実際的にはここは、どちらかという、農薬の問題とか、中国の食品の問題とかということですが、前々回の推進会議で、食品の安全性の一つに、窒息、誤嚥のようなもの、いわゆる食べ方の安全性の担保というのも食育の中には必要ではないかという意見を言わせていただきました。それに対して具体的には上がってきておりませんが、今回のような特別、乳幼児に限ったのおやつということですので、こういうところで、食育というものの中で、特にお母さんたちのことが指導といいいますか、国民運動の盛り上がりの一つにしていったらどうかと思いますし、東京都のほうでも、「食品安

全ネットフォーラム」というのもここに書かれておりますので、安全のところ、どうしても農薬や、そちらに偏り方ですが、最後にどう食べるかで、これだけ窒息があるし、亡くなっていたら、これこそ漫画みたいになってしまいますね。地産地消だ、栄養のバランスだと言っても、最後、それを口にしたときにポテッといくのでは……。

ですから、ぜひ、先ほど小林先生がお話しされましたような、これは国民運動ですので、みんなでそういうことを注意し合って、共有していくというものを東京都でもお願いできたらいいなと思います。国でも、ぜひそうしたいと意見を言い続けたいと思います。

以上です。

詫間会長 非常に高次元のこととしては、「食文化の継承」ということも守備範囲に入っておられるわけですが。

国民生活センターの片岡様の代理でお見えくださっていますが、今のことでいかがでございますか。その後、山上委員もお仕事が非常にお近いので、コメントをいただけるとは思います。

宗林委員(代理) 今、向井先生のおっしゃった食べ方の問題というのは大変重要な問題だろうと思っております。その他もろもろのことも含めましてですが、きょう、消防庁のデータも見せていただきまして、この食品が具体的にどんなものかがもう少しわかるといいなと思いました。非常に小さい方にとってみると、食品としてのハザードではなく、リスクという意味では、いろんなものが関係してくる可能性が大きいと思います。今回は「ベビー用のおやつ」というテーマのようですけれども、全体の厚生労働省の統計でも、4,000件以上が食品で窒息死を起こしているということですので、どうやって防いでいくのかということをし少し体系づけてリスク分類したり、あるいは商品側だけではなく、食べる側も含めての一つのガイドラインとか、そういった構築ができるといいなと聞かせていただいております。

「ベビー用のおやつ」ですけれども、先ほど向井先生が、5、6ヶ月から発達をして、これから嚥下が発達していくときのスタートラインだというお話も少し伺いました。そういう意味だと失敗しながら、少しずつ苦労しながら嚥下能力を獲得していくということなのか、あるいは十分、その年齢に見合った嚥下能力にあるものを「ベビー用のおやつ」として提供していくという位置づけなのか、どちらなのかなと思いました。

ベビーフードは本当にやわらかく、そういう意味では、嚥下の失敗がかなりないようなものですが、それでも、「ベビー用のおやつ」となったときに、咀嚼能力発達のために、スルメなども食べさせたりということも、ちっちゃいころありますけれども、失敗をしながら、獲得をするために、いろんなことを体験していく過程の一つのもの位置づけもあるのかなという感想を持たせていただきました。

以上です。

詫間会長 国民生活センターに危害情報室もお持ちだったと思いますね。だから、個別のケーススタディの蓄積を相当お持ちなんですよ。

それに関連して、山上様は、さらにそれに基づいた相談もしておられるわけでございますよね。

山上委員 まず一つ、相談の現場には、論点2のところにありますように、消費生活センターのほうに相談、ハッとしたような経験をしたとか、そういったものについてはなかなかご相談が寄せられないという現実がございます。前回は申し上げたと思いますが、親の責任ということじゃなくて、そういう恐い思いをしたときには消費者センターに言っていきましょうという環境整備というか、意識改革をしていかないと、これから消費者庁が、もしできたとして、すべての情報をそういうような形で集約していこうという話になっているとき、消費生活センターが唯一、ひやり・ハットが集約できる部分ではないかなと考えておりますので、そこはどうにかしてお母さん方に伝えていきたいなと。そして、ひやり・ハットこそ、未然防止のためのいい情報ですので、集まれるような形にしたいということと、まず思っております。

それと、お話を伺っていて思ったんですが、先ほど小林先生もおっしゃったように、ベビーフードもおやつも、たぶんお母さんたちは一緒だと思っていると思うんですね。

先日も私もおばあちゃんになりましたということで、今3ヶ月半ぐらいなんですけどね、あっという間に5ヶ月が来ると、もしかすると「ベビーおやつ」を与える時期になるのかなと思いつつ聞いていたんですが、妊娠中、母親学級という形で、産湯をあげるための練習とか何かありますよね。食育というと、乳幼児の子育ての真っ最中のお母さん方にとってみれば、とてもじゃないけど、そんなところに行っている暇はない、食育というと全然関係ないような感覚になっているんじゃないかなと危惧しております。ですので、乳幼児健診のようなところで、食育というものの、そもそもおやつというのはどういう形なのかとか、そういう具体的なことを教えていく機会にしてあげるといいのかなと。

特に、今のお母さん方を見ていると、核家族で、お父さんとお母さんだけで子育てをしているいらっしゃる方もとても多いかと思っておりますので、保育所に預けていると、プロの方をお願いできていますからとっても安全なんですよ。そこからいろんなことを教えてもらえるんですけど、そうじゃない、本当に自分たちだけで子育てをしている方々に、そういう意味での大切なことが伝えられるような工夫をぜひぜひしていただきたいと思っております。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。先ほど小林委員からも、それから、今の宗林委員からもお話がありましたが、防御反動的なものもありますから、非常に過保護にならなくても、自然にそい

う能力を獲得していくというプロセスはございますね。

しかし、逆に今のお子さんは、転ぶときも手が出なくて、顔から直接転んでいくというお子さんも見られておまして、そういう反射機能が衰えているという部分もありますので、その両面を考えていかなきゃいけない。これは本当は向井先生からお話しいただくべきところでしょうけれども、私もそういうふうに考えているところがございます。

東京都の資料につきましては、先ほどカラー刷りのパンフレット等でお話しいただきましたが、私が言うてしまうのもあれなんですけれど、さっきも申し上げましたように、東京都の具体的な活動としては、今の国のレベルの活動と対応して、乳児健診時の保護者への、保護者を含めて消費者への啓蒙活動、あるいは母子手帳への反映、これは丹野さん、もう少し詳しくおっしゃっていただけますか。

最近、母子手帳は日本が非常に進んでいるモデルケースなので、国際会議も行われているくらいなんです。その辺で具体的に何かございますでしょうか。

安全担当係長 まず都として、普及啓発としてやれることということで4点ほど考えておりますので、そちらについて説明いたします。

まず一つ目は、先ほど説明いたしました「東京都食育推進計画に基づく取り組み」ということで、特にライフステージ1の重要テーマを推進するための取り組みとして、この計画に位置づけるような形で保護者に普及啓発することを検討していきたいと考えています。

二つ目はいつものとおりということですが、プレス発表等による情報提供です。また、これまでの同様にリーフレットなどの作成についても行う予定であります。

三つ目は、都の福祉保健局と連携いたしまして、乳児健診時に普及啓発していければと考えております。その際、先ほども出ましたリーフレットを活用したいと考えております。

四つ目は、母子健康手帳へ反映していただけるよう厚生労働省へ働きかけることを考えております。

私は、母子健康手帳についてはあまり詳しくないんですが、向井先生からも教えていただいたところなんですけれども、そちらについては、場合によっては、タイミングがよければ反映していただけるのではないかと考えております。

詫間会長 清宮部長様、今のところでコメントをお持ちであれば。

消費生活部長 今、丹野から説明をいたしましたけれども、先ほど来、お母さん方はベビーフードと「ベビーおやつ」の違いがわからないというご経験等もお話ございましたけれど、機会を見て、できるだけ時間を使わないで、いろんな場面で情報が提供できるということが大事だと思います。

乳児健診や母子健康手帳は、私も大変大事な場面かなと思いますので、よく工夫させていただきたいと思っています。

託間会長 ありがとうございます。特に小児科のお医者様は、母子健康手帳の活用に非常に力を入れておられる努力は多いわけですが、

なお、山中先生はちょっとおくれて来られたんですが、情報提供として、6ヶ月24日の男の子のケースについて資料をご提供いただいておりますが、先生、一言お願いします。

山中特別委員 おくれて参りまして申しわけありません。前回、出席させていただいたとき、私自身は、「ベビー用のおやつ」による窒息のケースの経験がなかったんですが、今月の6日にそういう事例がありましたので、ご紹介しようと思います。

私のところへ来た事例ですが、ここに書いてありますように、以前からソフトせんべい、これは商品名は聞いておりますが、それを細かくして与えていたそうです。11月6日の午後1時、月齢にすると6ヶ月と24日、7ヶ月になっていない子が食べていて、それが詰まって、くちびるの色が青くなって、背中をたたいても出て来ないので救急車を呼んだそうです。

救急車が来て、血中酸素飽和度をチェックしたが、そのときはすでに改善していたということで、一応総合病院に運ばれ、その後、私のところにたまたま来て、経過を聞かせてもらいました。

私のところで1例経験したとすれば、日本中では何百例と同じような事例があると思います。

そういうことで、今回、この事例をご紹介して、もし、いろんな専門の立場から、これ以上聞きたいことがあれば、一応お母さんには、この委員会に情報提供しますと許可を得ていますので、詳しい情報がもっと聞けると思います。

ということで、私の考えですが、顔色不良となって救急車を呼んだということは、軽い窒息状態があったことは確かだろうと思います。ただ、これが持続して、「こんにゃくゼリー」のように窒息死するのか、低酸素性脳症になって障害が起きるのか、そこまで進むのかどうかに関しては、私も、今の時点ではわかりません。

ということで、ソフトせんべいの形あるいは固さ、あるいは粘性の問題ということになりますが、お母さんの話では、よだれで溶けなくてのどに詰まったようだ、はまったようだと言っておりました。これはお母さんの意見です。

正確には、どれぐらいの粘性になって、どうやって飲み込まれるか、飲み込まれなくて窒息するかというのは検討しないとわからないと思います。お母さんはとにかく持ちやすいのでソフトせんべいを与えたというんですが、子供が持ちやすいと考えているのは親で、子供が持ちやすいかどうかはわかりません。これが今回得られた情報であります。

お母さんからの、受診したその日と、その後、電話で伺っただけなので、もっと詳しい情報が必要であれば、私のほうからお話を伺うことはできると思います。あわてて救急車を呼ぶような状態になり得るということはわかったんですが、これが本当に大きな障害になるかどうかは、これだけの資料ではわからないのですが、たまたま、この前の会議の後、経験したものですから、ご紹介させていただきました。

以上です。

詫間会長 どうもありがとうございました。一例報告ですけど、非常に貴重な、個人情報等の問題もありますので制限はあると思いますが、先生、また細かいところもフォローアップしていただければ大変ありがたいと思います。

先ほど来、いろいろ全般的な数字は出ていますが、個別の詳しいところがどうかということになると非常に情報が少なくなりますから、そういう意味でも非常に貴重な情報提供をしていただいて感謝しているわけでございます。

いずれにいたしましても、今、諸先生から、あるいは委員の先生からお話ございましたように、指針なり基準なりをつくっても、それが保護者の、特にお母さんが主体になると思いますが、それをちゃんと受けとめていただく形での意識改革といいますが、これが必要だということはほとんどご異論ないと思いますので、その辺を目指していきたいと思いますが、それを目指して、本協議会でガイドライン的なものができ上がっていければ大変ありがたいことだと思います。

ちょっと話が戻る面もございしますが、その際、月齢の問題と整合性をどのように図っていくかということもございします。先ほどインターネットの調査で、8ヶ月と1年、1歳児のところの一つのピークが、あれが全体的なデータとは限りませんが、そういう特徴も見られているわけでございますので、そういうようなものを考慮しながら、そういった指針まではいかないと思いますが、ガイドライン的なもの、あるいはアドバイスを定型化したものというような形で少し作業を進められないかなと思っておりますが、これについて持丸先生、いかがでございますか。ご意見をお持ちでいらっしゃれば。

持丸委員 先ほど来申しましたが、業界の方々にも、改めて月齢表示その他見直していただきたい。消費者の方々に向けても、食育等の啓蒙の活動を進めていく。もう一つ残っているのが私どもでありまして、研究者も何かアクションをしなきゃいけないということだと思うんですね。

山中先生に出していただいたのがちょうどそういうような話かもしれませんが、先生が出したコメントの1、2に当たるところが、前回、山中先生からも指摘があったんですが、事故情報の収集が必ずしも十分じゃないので、そもそもリスクがどのくらいがよくわからないというのが、この問題に関するところで、先ほど古澤さんからもご指摘があったことだと思うんですね。つまり、これに関するリスクがそも

そもどのぐらいなのかということが、今すぐ、われわれも答えられないわけですが、こういう情報をしっかり集めていく仕組みをつくっていくことが当然、都からの要請の中に出ていることだと思いますが、もちろんわれわれも病院などと連携してやっていきますが、先ほど山上さんからの話にもありましたように、消費者の方にも、ぜひこういう事案があれば発信をしていただくということもつけ加えていただければと思います。

その下の3番のあたりからが、事例の研究をある程度しっかりしなくちゃいけないということです。特に3番の問題は、どんな製品で、どんなシチュエーションで、どんな年齢の子供で、どんなことが起きたという情報が集まってくるだけでも、ある程度統計的にモデル化して解析することができます。ですから、サーベイランスしたデータをそういう形で活用することができるだろうと思います。これも今すぐできるわけではありませんが、われわれもそういうような取り組みをしています。

4番はもうちょっと先へ進んでいまして、嚥下機能をどうやって評価するのかとか、後頭部の構造と嚥下機能にどういう関係があるのか、どういう発達をしているのか、これは、ただ事例、データが集まっても簡単にできることではなくて、少ししっかりした取り組みがいるかと思っておりますが、残念ながら、私個人はこれにいきなり答えることができなくて、幸いに私の知り合いに新潟大学の林豊彦先生という工学部の教授がいて、彼が長いこと、口腔外科の先生と嚥下機能、残念ながら子供のことを全然やっていないんですが、嚥下機能の工学的な計測とか評価をやっている、この件がありまして個人的にメールを出したら、やれと言われればやらないでもないというような感じでしたので、将来的には、こういうアクションが大きく起きてくれば協力していただけるかなと思っております。

いずれにしても、業界、保護者、もう一つはそれを取り巻く私ども研究者として、サーベイランス、事例研究、ベースになる工学的研究を進めて、それを、たぶん業界の方々と一緒にコミュニケーションしながら、そういうエビデンスに基づいて、何らか必要ならばガイドラインとか規格とか、そういうようなものになっていくんじゃないかなと、私はそんなふうに思っております。

詫間会長 エビデンスベースというのが、今、大変注目されている手法でございますので、これについては業界のお三方、協議会の代表の関口さんもお見えになって、いろいろご意見があると思いますが、当然、同様のお考えでいただけると存じます。

ガイドラインについては一朝一夕にできるものではございませんが、今、いろいろご意見いただいたものを取りまとめまして、その方向に向けて努力を、事務局とともに協力して目指していきたいと思っております。

向井特別委員 第8期に間に合うかどうかわかりませんが、今、全国の202カ所、救命救急

センターがごさいます。その202カ所の救命救急センターに、救命学会を通じて、厚労省の特別研究、私が主任をやっておりますところで、子供に特化して、窒息事故の詳細な調査を開始したところでごさいますので、これがどこまで第8期の協議会に間に合うかどうかというのはわかりませんが、データとしては出てきます。

もう一つの母子手帳のことですが、母子手帳に窒息のことを何カ所か入れ込んでほしいという要望は出しましたので、たぶんお認めいただけるのではないかなと思いますので、もちろん50ページ以降のところですけども、母子手帳のほうはそんな形で、具体的な記述はたぶん入ると思います。

詫間会長 ありがとうございます。調整が最終的にされると思いますが、第4回が1月の下旬になると思いますので、それまでの間に、貴重なデータをいただけたら大変ありがたいと存じます。

本協議会も自分自身が努力して、そういうガイドライン的といいますか、指針に近いものもつくっていく努力も必要でございますけど、本日はお忙しい中、内閣府、厚生労働省からもご参加いただいております、国のほうも、きょうの議論も踏まえていただいて、多少その方向へのご努力と言ったらおかしいんですが、活動を少し進めていただくと大変ありがたいなというふうにも思っているわけでごさいます。

ただ、人をお願いして、自分のほうでやらないというわけにはございませぬので、その辺は両方並行してやらせていただくということかと存じます。

小野様、いままでのところで何かございませぬか。

小野特別委員 感想に近くなりますけれども、子供の目線でいうと、主食なのか間食なのか、つまりベビーフードかおやつかというのはあまり区別がないと思います。というよりある時期、子供は食べ物か食べ物じゃないかもよくわからない時期があり、行動範囲が広がれば広がるほど何でも口に入れてしまう時期があると思います。そういった観点から、この「ベビー用のおやつ」の何処が本当に危険なのか、山中先生からも事例を見せていただいたので、もう少し真剣に、検討したいと思えます。そして、最終的には商品の改良までつながるようなものでないと意味がないと思えますので、事故サーベイランスに非常に期待したいと思っています。更なる「ベビー用おやつ」にかかわる事故情報があれば、少しずつでもいただければと思えます。

詫間会長 ありがとうございます。インターネットの調査だけでなく、先ほど持丸先生もおっしゃった事例的な分析情報も蓄積していきたいと思うわけでごさいますが。

今おっしゃったように、乳児は口が一つのコミュニケーションの道具になっているわけでごさいますから、別に食べ物だけ口に入れているわけではございませぬね。そういうことも十分注意していかなければいけないと思えますが。

時間がかかり押しておりますので、きょうの貴重なご議論を踏まえまして、さらに論点を絞りまして、できればロードマップ的に、最終的にどこに行くのかということをおある程度示唆できるような形に、さらに事務局のほうともご相談してまとめて、次回までにそういうものをご提示できればありがたいと思います。

それまでに、業界のお三方からも、部内的に、今ご要請のあったような資料が、もしあれば、別に次回でなくても、いろいろ教えていただければ、大変参考にさせていただけるかと思いますが、

そういうことで、次回については12月16日、火曜日、5時ということでご了解いただいておりますが、問題は、報告書をその時点でまとめることになっていると存じますが、1月だということが、前回、大枠でご了承いただいていたと思いますが、先ほど回収させていただいた日程表の調整はできましたでしょうか。

生活安全課長 いずれも全員出席というところがなくて、その中で一番出席の がついているのが1月28日、水曜日、午前ということです。時間ですが、10時からと考えていますが、最後はそんなに時間をかけないで、11時半には終わればと。前回はそういう形で終わっていますので。

詫間会長 報告書が上手にでき上がっておればということですね。

生活安全課長 上手につくりたいと思いますけれども。

詫間会長 大変だと存じますが、

最後に部長様、一言。よろしゅうございますか。

日程もそういうことで、1月28日、来年のことを言うのであればでございますけれども、10時から11時半をめぐるといって、万障お繰り合わせの上ご参加いただければ大変ありがたいと存じます。

最後に事務局のほうから、事務的なことについてご説明があると思いますが、一応協議につきましてはこれで終了させていただきたいと思います。ご協力大変ありがとうございます。各省庁の方もありがとうございます。

安全担当係長 次回12月16日でございますが、開始時間、きょうよりも1時間早く、5時からとしたいんですが、皆様いかがでしょうか。以前、事務局のほうから電話でお問い合わせをさせていただいて、皆様大丈夫ということだったんですが。

詫間会長 次回は5時でよろしゅうございましょうか。これは火曜日でございますね。

安全担当係長 おくれてお見えになるということであれば、こちらで事前に把握しておりますれば、先に進めさせていただいたりということもできますので。申しわけございませんが、

詫間会長 それでは、大変ありがとうございました。

午後8時08分閉会

